8　この省令の施行の日前から引き続き専修学校の専門課程（旧規則第七条第一項の講習等を提供していたものに限る。以下この項及び第十一項において同じ。）に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。

一　当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。

二　当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。

イ　この省令の施行の日前に、大学において、当該科目に相当する科目の単位を修得している旧試験科目

ロ　この省令の施行の日前における旧規則第七条第一項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目

ハ　この省令の施行の日前に受けた旧規則第六条第二項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目

附則に次の二項を加える。

10　この省令の施行の日から平成二十四年十二月三十一日までの間に行う新規則第二章に定める試験認定において、旧規則第五条第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、新規則第十二条第一項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

11　この省令の公布の日前から引き続き専修学校の専門課程に在籍している者が、当該専修学校の専門課程を卒業して新規則第十二条第一項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第二項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十三年厚生労働省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）」及び「同令」を「居宅基準」に改め、同条を第三条とする。

第一条第一項中「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）」を「基準該当訪問看護」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

第一条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業に係る法第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一　法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　次条及び第三条において準用する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「居宅基準」という。）第六十一条の規定による基準

二　法第四十二条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第三条において準用する居宅基準第六十九条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条において準用する居宅基準第七十一条、第三条において準用する居宅基準第七十四条において準用する居宅基準第八条第一項、第三条において準用する居宅基準第七十四条において準用する居宅基準第九条、第三条において準用する居宅基準第七十四条において準用する居宅基準第三十三条及び第三条において準用する居宅基準第七十四条において準用する居宅基準第三十七条の規定による基準

三　法第四十二条第一項第二号の規定により、法第四十二条第二項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令で定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十三号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第七十三号）の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第十二条第一項及び精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第二条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第五条」を「前条」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）

第六条の二　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下「令」という。）第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2　令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては六千三百六十円とし、前項に規定する場合にあつては六千八百三十円とする。

第七条中「前条第一項」を「第六条第一項」に、「はる」を「貼る」に改める。